

一般府道伏見港京都停車場線の違法放置物件について、道路法44条の2第1項の規定に基づき除去し、同条第2項の規定に基づき保管していますので、同条第3項の規定に基づき公告します。

平成28年11月21日

京都市長 門川 大作

1 除去した違法放置物件

名称又は種類	形状（単位：mm）	数量
紙袋	500×400×200等	19個
麻袋		1個
ビニール袋		5個

2 除去した違法放置物件の放置されていた場所

下京区東塩小路高倉町73番地先

3 違法放置物件を除去した日

平成28年11月1日

4 違法放置物件の保管を開始した日

平成28年11月1日

5 違法放置物件の保管場所

(1) 平成28年11月1日から同月17日まで

下京区西之町32番3

(工事支障となるため工事現場内の他の場所へ一時移動)

(2) 平成28年11月18日以降

南部土木事務所大宮倉庫（下京区塩屋町283番2地先）

6 連絡先

建設局土木管理部南部土木事務所 TEL (075) 691-3158

(南部土木事務所)